

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和8年4月17日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 令和8年度サイクル&バスライド駐輪施設設置等業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

サイクル&バスライド駐輪施設整備業務 一式

イ 履行期間

契約の日から令和8年12月18日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎3階

旭川市都市振興部交通政策課

電話 0166-25-9851

2 契約の相手方の選定基準

(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター等またはこれらに準ずる者であること。

(2) 旭川市内に拠点を有すること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。